(案)

熊毛国有林の地域別の森林計画書

(熊毛森林計画区)

自 令和8年4月1日 至 令和18年3月31日

計画期間

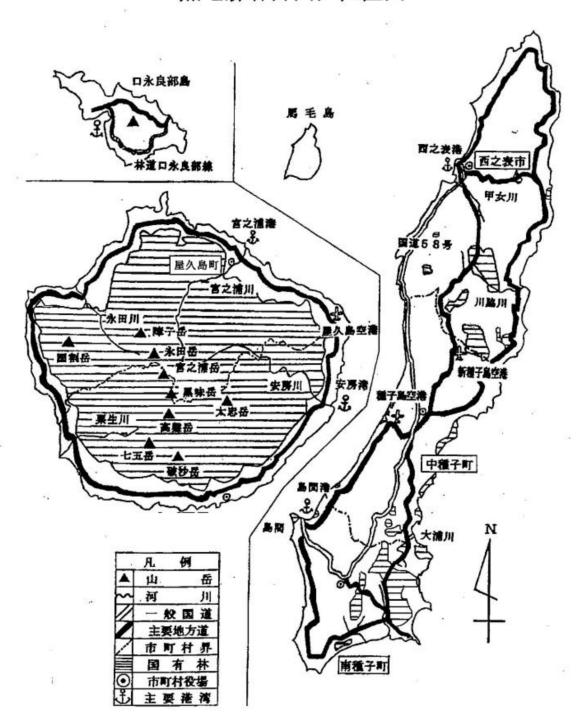
九州森林管理局

I 計	画の大綱	
1	森林計画区の概況	3
(1)) 自然的背景	3
(2)) 社会経済的背景	4
(3)) 森林・林業の動向	4
2 ī	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
Ⅱ 計	画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
(1)	森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	1 0
(2)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1 4
2 -	その他必要な事項	1 4
第3	森林の整備に関する事項	1 5
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	1 5
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	1 5
(2)	立木の標準伐期齢	1 7
(3)	その他必要な事項	1 7
2	造林に関する事項	1 7
(1)	人工造林に関する事項	1 7
(2)	天然更新に関する事項	1 8
(3)	その他必要な事項	1 8
3	間伐及び保育に関する事項	1 9
(1)	間伐の標準的な方法	1 9
(2)	保育の標準的な方法	1 9
(3)	その他必要な事項	2 2
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 3
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2 3
(2)	その他必要な事項	2 4
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 4
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 4
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の	
	水準及び作業システムの基本的な考え方	2 4
(3)	林産物の搬出方法等	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5

	6	森林施業の合理化に関する事項	2 5
	(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 5
	(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 5
	(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 5
	(4)	その他必要な事項	26
第	4	森林の保全に関する事項	26
	1	森林の土地の保全に関する事項	2 6
	(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	26
	(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある	
		森林及びその搬出方法	2 6
	(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 7
	(4)	その他必要な事項	2 7
	2	保安施設に関する事項	2 7
	(1)	保安林の整備に関する方針	2 7
	(2)	保安施設地区の指定に関する方針	2 7
	(3)	治山事業の実施に関する方針	2 7
	(4)	その他必要な事項	2 8
	3	鳥獣害の防止に関する事項	2 8
	(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 8
	(2)	その他必要な事項	2 8
	4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	28
	(1)	森林病害虫等の被害対策の方針	2 8
	(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	2 8
	(3)	林野火災の予防の方針	2 8
	(4)	その他必要な事項	2 9
第	5	計画量等	2 9
	1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 9
	2	間伐面積	2 9
	3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2 9
	4	林道の開設及び拡張に関する計画	3 0
	5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	3 3
	(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 3
	(2)		3 3
	(3)		3 4
第	6	その他必要な事項	3 5
	1	保安林その他制限林の施業方法	3 5
	2	その他必要な事項	3 8

別表1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	3 9
1 7	k源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
2 =	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能	
Z	又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
1	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための	
	森林施業を推進すべき森林	3 9
2	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …	4 0
3	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 0
別表2	鳥獣害防止森林区域	4 1
別記1	保安林の森林施業	4 2
別記2	自然公園等の森林施業	43

熊毛森林計画区位置図



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、熊毛森林計画区に係る国有林について、令和8年度から令和17年度までの10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、九州本土最南端の佐多岬から東南方向約43kmの海上に位置する種子島と馬毛島、同じく佐多岬の南方約65kmに位置する屋久島と口永良部島の島嶼を包括する1市3町からなっており、面積は99,290haで鹿児島県総面積918,620haの11%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、西之表市、熊毛郡の1市3町に所在しているが、そのほとんどが屋久島に所在し、屋久島に38,274ha、種子島に3,280haとなっており、合計面積は41,554haである。

イ 地勢

種子島は、第三紀層末頃の地塊の隆起運動によって生じたと言われ、低い台地状をなし、北 北東から南南西に約55kmに細長くのびた比較的平らな島であり、海岸は段丘を呈している箇 所が多く、全島が海抜200m程度の緩やかな傾斜をなす丘陵地帯である。

屋久島は、地勢上海岸丘陵地、前岳斜面地、奥岳山地に分かれる。海岸丘陵地は西部の一部を除いて2~4kmの幅で島の海岸に沿って形成され、海抜100~180mである。前岳斜面地は、丘陵地に接して奥岳山地の周縁を形成して、海抜900~1,300mに達し、破沙岳(1,259m)、国割岳(1,323m)等がある。奥岳山地は、九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)を中心に、永田岳(1,886m)、黒味岳(1,831m)、高盤岳(1,711m)、障子岳(1,549m)、太忠岳(1,497m)、七五岳(1,488m)等の山岳が連なっている。

河川は、種子島に甲女川、川脇川、大浦川等があるが規模は小さい。

屋久島には、安房川をはじめ140余の中小河川が島中央部から放射状に流れ、いずれも急勾配で河床を深く侵食し随所に滝を形成している。

ウ 地質及び土壌

地質について種子島は、大部分が新生代古第三紀熊毛層群に属し、頁岩及び砂岩を主としているが、東部及び南東部では茎永層群に属する礫岩、砂岩、頁岩及び薄い炭層が分布している。 屋久島は、古第三紀とみられる砂岩、頁岩、粘板岩等の基岩が周辺海岸部に分布し、これらの地層に貫入した花崗岩が島の大部分を占めている。屋久島花崗岩は、主として正長石巨晶を含む灰色粗粒の黒雲母花崗岩からなり、極めて大型であり、また、露出面積が広いにもかかわらず一様に正長石巨晶を含み、岩層変化が少ないのも特徴の一つである。

土壌については、種子島は淡褐色の粘土と黒ボク土壌が主体で、一部に未熟土壌や褐色森林 土壌が見られ、屋久島は褐色森林土壌が主体をなしている。

工 気候

本計画区は、亜熱帯海洋性の気候で温暖多雨の種子島と、亜熱帯性の気候から亜高山帯気候が垂直的分布を呈している屋久島がある。

令和6年度の平均気温及び降水量は、種子島で21.1℃、2,828mm、屋久島で21.0℃、4,456mm となっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は、72,809haで計画区総面積の73%を占めている。

本計画の対象とする国有林面積は 41,554haで森林面積の57%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、40 千人で、鹿児島県総人口 1,588 千人の3%を占めている。これを人口密度でみると40 人/k m²であり、県全体の173 人/k m²と比較すると人口の集中度は低い地域である。

ウ 交通

鹿児島市から種子島及び屋久島へは、海路及び空路がある。

島内の陸路として、種子島には南北に国道 58 号(西之表~島間)及び主要地方道を幹線と して、これらに県道、市町道等が接続している。

屋久島には沿岸部を一周する県道、それに接続した町道等が走っている。

エ その他産業の概要

産業別生産額は、令和4年度市町村民所得推計報告書によると、総額で1,447億円となっている。産業別構成比は、第1次産業7%、第2次産業18%、第3次産業75%となっている。 林業純生産は5億円で、第1次産業純生産の5%となっており、県全体の林業純生産109億円に対して4%である。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、屋久島森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、41,554ha で九州森林管理局管内国有林総面積の8%を 占めている。

蓄積は、11,553 千m³で九州森林管理局管内国有林総蓄積の8%を占めている。

人工林面積は、8,650ha で人工林率は21%となっている。

森林の種類は、制限林が 40,745ha で全体の 98%と大半を占め、普通林は 809ha で 2%となっている。制限林の 95%は保安林であり、そのうち水源かん養保安林が占める割合は 95%となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年(令和3年度~令和7年度)の実行結果の概要については、次のとおりである。(令和7年度は実行予定を計上している。)

伐採立木材積に関しては、分収林の入札不調や契約延長、さらに自然災害により林道に被害が生じ、アクセスが困難となった伐採計画箇所の実行ができなかったことから計画を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所について着実に実行しているものの、主伐実行量の減少に伴い計画を下回った。

林道等の開設又は拡張、治山事業については、集中豪雨等の自然災害による被災箇所の復旧 を優先して実行する必要が生じたことから計画を下回った。

	項目		計	画			実	行		
伐	採立木材積			39	95, 000 m³			160	, 529 m³	(41)
	主伐			8	30, 000 m ³			12	, 073 m³	(15)
	間伐(材積)			31	15, 000 m ³			148	, 456 m³	(47)
	間伐(面積)				3,818ha			1	, 306ha	(34)
造	林面積				640ha				17ha	(3)
	人工造林				576ha				17ha	(3)
	天然更新				64ha				0ha	(0)
	道等の開設又は拡張	開設:	2.0km	拡張:	19箇所	開設:	0km (0)	拡張:	17箇所	(89)
	安林の指定解除	指定:	0ha	解除:	0ha	指定:	0ha (-)	解除:	1ha	(-)
治	山事業						·	·	·	
	保安林の整備				331ha				4ha	(1)
	保全施設				205箇所				3箇所	(1)

[|]注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を 図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした 情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切 に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に即し、熊毛森林計画区における森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積:ha

	区		分		面	積	備	考
	総		計			41, 554. 43		
市	西	之	表	市		1, 298. 52		
町村	中	種	子	町		588. 92		
別内	南	種	子	町		1, 392. 71		
訳	屋	久	島	町		38, 274. 28		

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

² 森林計画図は、九州森林管理局、屋久島森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能^注を総合的かつ高度に発揮させる ため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注 国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の 防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機 能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水
	発達することにより、水を蓄え	源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要な
	る隙間に富んだ浸透・保水能力	ため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林
	の高い森林土壌を有する森林で	は、水源滋養機能の維持増進を図る森林として整
	あって、必要に応じて浸透を促	備及び保全を推進する。
	進する施設等が整備されている	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観
	森林	点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植
		生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとと
		もに、伐採に伴って発生する裸地については、縮
		小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニー
		ズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広
		混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を
		推進する。
		ダム等の利水施設上流部等において、水源滋養
		の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定や
		その適切な管理を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
山地災害防止機能/	下層植生が生育するための空	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及
土壤保全機能	間が確保され、適度な光が射し	ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の
	込み、下層植生とともに樹木の	崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のあ
	根が深く広く発達し土壌を保持	る森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維
	する能力に優れた森林であっ	持増進を図る森林として整備及び保全を推進す
	て、必要に応じて山地災害を防	る。
	ぐ施設が整備されている森林	具体的には、災害に強い国土を形成する観点か
		ら、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の
		裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。ま
		た、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も
		活用した施業を推進する。
		集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高
		い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十
		全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な
		管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚
		の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留
		等の施設の設置を推進することを基本とする。
	樹高が高く枝葉が多く茂って	■ 国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等
	 いるなど遮蔽能力や汚染物質の	 であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及
	吸着能力が高く、諸被害に対す	び森林の所在する位置、気象条件等からみて風
	る抵抗性が高い森林	害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
		は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林とし
		て整備及び保全を推進する。
		具体的には、地域の快適な生活環境を保全する
		観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のため
		に有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多
		様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進
		する。
		快適な環境の保全のための保安林の指定やその
		適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たし
		ている海岸林等の保全を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーシ	身近な自然や自然とのふれあ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植
ョン機能	いの場として適切に管理され、	物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の
	多様な樹種等からなり、住民等	施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等
	に憩いと学びの場を提供してい	に適した森林は、保健・レクリエーション機能の
	る森林であって、必要に応じて	維持増進を図る森林として整備及び保全を推進す
	保健・教育活動に適した施設が	る。
	整備されている森林	具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する
		観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉
		樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進す
		る。
		また、保健等のための保安林の指定やその適切
		な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体
	潤いのある自然景観や歴史的風	となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤い
	 致を構成している森林であっ	 ある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、
	て、必要に応じて文化活動に適	文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保
	した施設が整備されている森林	全を推進する。
		具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した
		森林整備を推進する。
		また、風致のための保安林の指定やその適切な
		管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場とし
工物多塚江水土城能	生物が生育・生息する森林、陸	て生物多様性の保全に寄与している。このことを
	域・水域にまたがり特有の生物	踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的
	が生育・生息する渓畔林	管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪
		 乱により常に変化しながらも、一定の広がりにお
		いてその土地固有の自然条件等に適した様々な生
		育段階や樹種から構成される森林がバランス良く
		配置されていることを目指す。
		とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が
		生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有
		の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機
		能の発揮が求められる森林については、生物多様
		性保全機能の維持増進を図る森林として保全する
		こととする。また、野生生物のための回廊の確保
		にも配慮した適切な保全を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業
	し、木材として利用する上で良	が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図
	好な樹木により構成され成長量	る森林として整備を推進する。
	が高い森林であって、林道等の	具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的
	基盤施設が適切に整備されてい	かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を
	る森林	確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生
		育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推
		進することを基本として、将来にわたり育成単層
		林として維持する森林では、主伐後の植栽による
		確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機
		械化を通じた効率的な整備を推進することを基本
		とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水 や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと に留意する必要がある。
 - 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発 散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積:ha

	マム	現況	計画期末			
	する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 育成複層林 「育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。 天然生林	(令和7年3月31日)	(令和18年3月31日)			
	育成単層林					
	単一の樹冠層を構成する森林と して人為により成立させ維持さ れる森林。例えば、植栽による	8, 543	8, 529			
面積	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成 する林木を択伐等により伐採 し、複数の樹冠層を構成する森 林として人為により成立させ維 持される森林。例えば、針葉樹 を上木とし、広葉樹を下木とす	447	470			
	天然生林とは、主として天然) 力を活用することにより成立さ せ維持される森林。例えば、天 然更新によるシイ・カシ・ブナ	32, 564	32, 555			
	森林蓄積(m³/ha)	287	294			

- 注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐 等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
 - 2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
 - 3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
 - 4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。
 - 2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

- ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により 林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植 栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、自然条件等森林の有する公益的機能の確保についての必要性を 踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の間隔の拡大に配慮 する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

- (イ) 主伐の時期については、上記ア(ア)のほか、多様な木材需要に対応できるよう、 地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ(標準伐期齢におおむね 10 年を加えた林齢又は標準伐期齢のおおむね 2 倍)を目安として多様化、長期化を図る。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母 樹の保存等に配慮する。
- イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、主伐の時期は標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。
 - (4) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。
 - (ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ) による。

- ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件 等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森 林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
- (ア) 主伐については、上記ア(ア)による。
- (イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要の ある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。
- エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
スギ	18~20cm	中仕立	50年
ノ キ	36cm∼	中仕立	70年
1.) 4-	18~20cm	中仕立	55年
ヒノキ	26cm~	中仕立	80年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下(法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては、当該制限の範囲内)とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、スギ、ツガ、タブノキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分又はシイ類、カシ類、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長

が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な 時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、 保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防 風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択 伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害 の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、森林の有する公益的機能 の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおり定める。

地区	樹種									
地 区	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹					
熊毛	40年	45 年	35年	40年	35年					

(3) その他必要な事項該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握 した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も 適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

なお、苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の導入に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態

により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト 化に向けた低密度植栽やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入等に 努める。

単位: 本/ha

樹種区分	スギ	ヒノキ
育成単層林	1,500~2,000	1,500~2,000
育成複層林	1,000~2,000	1,000~2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主 として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立 地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈出し、植込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ 類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を 選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を 行う。
スギ、モミ類、ツガ類等	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
シイ類、カシ類等	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の 適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更 新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹幹がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、照度不足による下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生じることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採し、不適木の除去、林木の配置の調整を行い、適度な下層植生を有する適正な林分構造の維持と根の発達を促す。森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹	種	主伐時の	間	伐時期(年)	間伐の方法
他	作里	期待径級	初回	2回目	3回目	间区の方伝
ス	ギ	18~20cm	20~25	30~35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、
	7	36cm∼	20~25	30~35	40~45	樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。
ヒノ	+.	18~20cm	22~27	32~37		また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐を推進する。
	7	26cm~	22~27	32~37	42~47	WON ANNIHIN CIERE LOS

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保 を考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、下刈り回数の削減や筋刈りの普及・定着、特定母樹等初期生長の良い優良苗、中苗(70~100 cm)の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林							
下	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され							
[IX	全な生育を図るため目的樹木の生育状況、	又は、照度不足により生育に支障がある場							
	植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘	合に行う。							
	案して適切な方法を選択する。								
つ	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目	的樹木の生育に支障とならないよう適切に行							
る切	う。								
	実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の								
	環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用	を図るとともに、その生態的特性を考慮して							
	個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下	刈期にかけて重点的に行う。							

	育成単層林	育成複層林
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木 及び目的樹木のうち被害木等生育の見込み のない不良木を伐除して確実な成林を図る ため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況 を十分見極めるとともに、有用天然木の活 用を図るなど現地の実態に応じて適切に行 う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場 合には、実施時期や実施方法等を検討して	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除伐2類	適切に実施する。 スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギRy0.75、ヒノキRy0.70程度以上をいう。	

保育標準表(スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	<				\rightarrow										
ス ギ ヒノキ	つる切						<								>	
	除伐									\leftarrow						>
広葉樹	下 刈	<				\longrightarrow										
	つる切				\leftarrow					\rightarrow						
	除伐												<			>
	台 切		<				\rightarrow									

- 注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。
 - 2 広葉樹の台切は、クヌギ (3~6年)等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹 種については必要に応じて 実施する。

保育標準表(スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群)

樹種	保育の						5	美 ;	施	林	齢					
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	<				\rightarrow										
ヒノキ	つる切						<								>	
	除伐									<						>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表 (しいたけ原木施業群)

樹種	保育の						5	Ę į	施	林	齢					
	種類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
クヌギ等	下 刈	-				<u></u>										
	つる切			~						>						
	除伐										→					
	台 切		\leftarrow			\longrightarrow										

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表(スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群)

樹種	保育の						5		施	林	齢					
	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	\leftarrow				\rightarrow										
ス ギ ヒノキ	つる切														\longrightarrow	
	除伐									\leftarrow						>
広葉樹	下 刈	~			>											
	つる切			<						\rightarrow						
	除伐								<							→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の 状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林/育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧 され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施す る。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表 (育成単層林 (天然林型) へ導くための施業)

作業種	林齢	伐採前2年	1 年	伐 採	伐採後1年	2 年	更新完了1	2	3	4	5	6	7			15 ~ 20
更新	ササ処理	\longleftrightarrow												_{	$\sum_{i=1}^{n}$	
補助	地かき		\longleftrightarrow												<u> </u>	
作業	刈出し					\longleftrightarrow									<u>}</u>	
	植込み						\longleftrightarrow							_}	<u> </u>	
下	ĮIĶ							<					\longrightarrow		<u>{</u>	
つ	る切								<				\longrightarrow	{	<u>}_</u>	
除	伐														<u> </u>	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表 (育成複層林 (天然林型) へ導くための施業)

	林種	(伐)		更新	2	3	4	5	6	}	}	10	3 }	15
作業種	Í.	1年	2年	完了						}	}		}	
地床	処理	\longleftrightarrow									3		3	
J [IK	出し		\longleftrightarrow							<u> </u>	<u> </u>		$ \ge $	
植 i	込み			\longleftrightarrow							\ <u></u>		_} }	
下	ĮΙΚ				<				>	\longrightarrow	}		$ \ge $	
除	伐									_{	<u> </u>			<>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。 なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のと おり定める。

ったいる。 また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

また、公益的	機能別施業森林の区域設定及び施業の	方法の考え方は以下のとおりとする。
区域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能 の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の間隔の拡大及び伐採面積の 縮小・分散を図ることを基本とし、 下層植生の維持(育成複層林にあっ ては、下層木の適確な生育)を図り つつ、根系の発達を確保するととも に、自然条件に応じて長伐期施業、 択伐による複層林施業、択伐以外の 方法による複層林施業を推進する。
害保環は持森き 災壌維め進域 形増森べ のた推区 に上のを境保増林森 と の全境保増林森 と のを施本 と のを施本 と のを施本 と のを施本 と のを施本 と のを の と 他のを が で と 他のと 他のと 他のと 他のと 他のと 他のと 他のと 他のと 他のと 他	・ 地災害防止機能に該つ点けだ別では、 ・土てい構を強いである。に地に ・上で、大きないである。に地に が水の位のである。に地に がながながいながである。に地に がながながいである。に地に がながながいである。に地に ができると行りでいましなができる。に地に ができるとにでいますがでは、、、まりではではできる。に地に がはできるとにでいますが、でいまが、でいまが、でいまが、でいまが、でいまが、でいまが、でいまが、でいま	それぞれの区域に応募し、本を関係を担当し、本を関係を推動したをとして、

- (2) その他必要な事項 該当なし
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長:km

区分	路線数	延長
基幹路網	15	112
うち林業専用道	2	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え 方は以下のとおり。

	I Lasilla a sa a a a	마셔스데 수 수	
区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha 以上
中限科地(15 10 30)	架線系作業システム	25m/ha 以上	25III/ lia 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	19III/IIa 以上
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材 を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
 - 3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する 森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和 3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし
- (4) その他必要な事項 該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。

このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体の雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供、研修機会の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の導入と稼働率の向上を図ることが重要となっている。

このため、素材生産の請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給 ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄 与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが 実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について は意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業と しても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲 と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支 援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積:ha

				半世
市町村	森林の所在 地区(林班)	面積	留意すべき事項	備考
西之表市	1102,1104~1108, 1111~1116	1, 009. 63	林地の適切な管 理並びに適切な施 業の実施により林 地の保全を図るほ	水源かん養保安林
中種子町	1116~1119,1132,1139	234. 07	か、土石・樹根の 採掘、開墾、その 他土地の形質の変 更に当たっては、 十分留意する。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 飛砂防備保安林 魚つき保安林 落石防止保安林
南種子町	1120~1125,1129~1131 1134	811. 87	なお、保安林に ついては上記に留 意するほか、各保 安林の指定施業要	水源かん養保安林
屋久島町	1~15,22,23,25~35,37~40 43~72,74~80,82~112 201~255,257~275	36, 206. 73	件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
	総数	38, 262. 30		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象・地形・地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等を防止するため、その態様に応じて、法勾配の安定、 法面の緑化、土留工等の防災施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設の設置等の適 切な保全措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年 法律第191号)に基づいて県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の 集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基 準を遵守するなど、厳正に対応する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生

物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項 該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」 (平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等 の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデー タ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林 の区域を別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

該当なし

- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

- (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)
 - 3(1) アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。
- (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、地域と連携した林野火災注意報・警報の

仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、請負事業体等への指導の徹底、森林 巡視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項 該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区分	総数			主伐			間伐		
四月	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	778	381	396	179	88	91	599	293	305
うち前半5年分	384	189	197	87	43	45	297	146	152

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	7, 191
うち前半5年分	3, 565

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区分		人工造林	天然更新	
	総数	516	63	
	うち前半5年分	251	31	

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/			位置		延長及び	利用区	うち前半	 図面	
拡張	種類	区分	(市町村)	路線名	箇所数	域面積	5年分	番号	備考
開設	自動車道	林業専用道		小揚子林道栗生支線	1. 0	68			
DURX	口奶干厄	717.717.11		34分線	1. 0	00	\circ	1	
			小		1.0	68			
			/1	` 百		00			
					1	60			
		開影	計 計		1.0	68			
拡張	舗装	林道	西之表市	屋久川林道	0.05				
	改良				1		\circ		
			小	計	0.05				
			·		1				
			 南種子町	平梨林道	0.05				
				. ,,,,,,,	1				
			小	、 計	0.05				
			·		1				
			屋久島町	湯泊林道	0.05				
			/星/(晶/-1	10/11 N.E.	1		\circ		
				小揚子林道	0.05				
				7 133 7 11 72	1		\circ		
				小揚子林道	0.05				
				栗生支線	1		0		
				小揚子林道	0.05				
				24 支線	1		0		
				小揚子林道	0. 05				
				31 支線	1		\circ		
				大川林道	0.05				
				JOHANDE	1		\circ		
				大川林道	0.05				
				12 支線	0.03				
				大川林道	0.05				
				14 支線	0.03				
				白谷林道	0.05				
				口合作坦			\circ		
					1				
			白谷林道	0.05		\circ			
				220 支線	1				
									L

単位 延長:km 面積:ha

開設/			位置		延長及び	利用区	うち前半	図面	
拡張	種類	区分	(市町村)	路線名	箇所数	域面積	5年分	番号	備考
拡張	舗装	林道	屋久島町	安房林道	0.05				
	改良				1		0		
				安房林道	0.05				
				63 支線	1				
				安房林道	0.05				
				68 支線	1				
				宮之浦林道	0.05		0		
					1				
				宮之浦林道	0.05				
				228 支線	1				
				宮之浦林道	0.05				
				233 支線	1				
				宮之浦林道	0.05		0		
				234 支線	1				
				宮之浦林道	0.05				
				234 支線 236 分線	1				
				中間林道	0.05		0		
					1)		
				中瀬川林道	0.05		0		
					1)		
				鍋山林道	0.05		0		
					1)		
				船行林道	0.05		0		
					1)		
				小瀬田林道	0.05		\circ		
					1				
				第2小瀬田林道	0.05				
					1				
				神之川林道	0.05		0		
					1				
				一湊林道	0.05		0		
					1				
				向野林道	0.05				
					1				
				椨川林道	0.05				
					1				
			<u> </u>	21	1			<u> </u>]

単位 延長:km 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装	林道	屋久島町	志戸子林道	0.05				
	改良				1				
				楠川前岳林道	0.05				
					1				
			小	計	1.5				
					30				
		林業専用道	屋久島町	七五岳 40 林道	0.05		\circ		
					1)		
				船行 111 林道	0.05		\circ		
					1)		
				奥岳 252 林道	0.05		\circ		
					1				
				小瀬田 201 林道	0.05				
					1				
	小言		計	0.2					
					4				
		拡 引	1.8						
			計		36				

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

ルウサの種類	面	積	/进	考
保安林の種類		うち前半5年分	備	与
総数(実面積)	39, 600	38, 858		
水源涵養のための保安林	37, 683	36, 940		
災害防備のための保安林	1, 665	1,667		
保健、風致の保存等のための保安林	1, 023	1, 705		

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定		森林の所在		面	積	指定又は解除を	
/ 解除	種類	市町村	区域(林班)		うち前半 5年分	必要とする理由	備考
	該当なし						

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

	指定施業要件の整備区分						
種類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の		
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積		
該当なし							

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5カ年分	相比を必要とりる埋田 	佣石
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

Ž	森林の所在	治山事	事業施工地区数	ナム工籍	/ 世 - * *
市町村	区 域(林班)		うち前半5年分	主な工種	備考
西之表市	1102 、1106 、1107 、 1109、1116	5	2	渓間工、山腹工、 防風柵工、植栽工 本数調整伐	
中種子町	$1117 \sim 1119 , 1132 ,$ $1133,1137,1139$	7	2	山腹工、護岸工、 防風柵工、消波 工、植栽工、	
南種子町	1125 、1128 、1130 、 1131、1138	5	2	山腹工、防風柵工、静砂垣工、植栽工、	
屋久島町	5,10~12,14,15,23, 25~32,34,35,37~ 40,43,44,46,47,49, 54~56,60,62,63,67 ~71,75~81,86,90, 95,99,106~108, 110,112,201~206, 208~210,215~228, 233~244,246,249~ 252,258,260,270,273 ~275	99	96	渓間工、山腹工	
	計	116	102		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

		森林の所在		施業方	 法	
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法	その他	備考
水源かん養保安林		総 数	36, 978. 62	別記1参	参照	
	西之表市	1102、1104~1108、	1, 008. 70			
		1111~1116				
	中種子町	1116~1119	221. 07			
	南種子町	1120~1125,1129~1131	789. 81			
		1134				
	屋久島町	6~15,22,23,25~35	34, 959. 04			
		37~40,43~72,74~80				
		82~112,201~255				
		257~275				
土砂流出防備保安林		総数	1, 010. 68			
	中種子町	1132	2. 06			
	屋久島町	1~5	1, 008. 62			
飛砂防備保安林		総数	5. 05			
	中種子町	1132、1139	5. 05			
防風保安林		総 数	99. 86			
	西之表市	1102、1103、1115	58. 16			
	中種子町	1117,1132,1133,1139	32. 92			
	屋久島町	108,109,204,210,241	8. 78			

		森林の	所在		施業力	5法	備考
種類	市町村	区	域(林班)	面積	伐採方法	その他	
潮害防備保安林		総	数	563. 90	別記 1	参照	
	中種子町	1132,113	33、1139	320. 79			
	南種子町	1131,113	35、1138、1140	189. 59			
	屋久島町	111,204		53. 52			
落石防止保安林		総	数	4. 55			
	中種子町	1139		4. 55			
魚つき保安林		総	数	1. 15			
	中種子町	1132		1. 15			
保健保安林		総	数	998. 35			
	中種子町	1139		3. 52			
	屋久島町	80,81,85 213~215	5,86,99,111	994. 83			
風 致 保 安 林		総	数	24. 08			
	中種子町	1139		24. 08			
国 立 公 園 特別保護地区		総	数	7, 007. 88	別記 2	参照	
	屋久島町	$23,30,31$ $55\sim61,8$ $97\sim100,$ $204\sim206$	13,17~19,22 1,45,47,50~53 32,83,85~94 102,103 3,229~232 9,271,274	7, 007. 88			

		森林の所在		施業力	 7法	備考
種類	市町村	区 域 (林班)	面積	伐採方法	その他	
国 立 公 園 第1種特別地域		総数	2, 594. 95	別記2参照		
	屋久島町	5~9,12,13,23,24,27,28 53,54,59,60,62,75~77 81,84,85,87~89 106~108,112,228,232 263,264,266~269,271 274	2, 594. 95			
国 立 公 園 第2種特別地域		総数	1, 804. 61			
	屋久島町	5~9,32,38,45,57,58 62,63,65,75,76,78~81 83,103~105,112,275	1, 804. 61			
国 立 公 園 第3種特別地域		総数	8, 861. 00			
	屋久島町	9,12,14,15,17, 22~24 26~31,50,52~56 59~63,75~81,85~88 90~96,98~101 106~108,111,112 212~215,220~222 225,232,269,270	8, 861. 00			
原生自然環境保全地域	昆丸白虾	総 数	1, 218. 86			
	屋久島町	16~21,24	1, 218. 86			
鳥獣保護地区特別保護地区		総数	963. 93			
	屋久島町	2~4,93,94,97	963. 93			

		施業力	法	備考		
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法	その他	
特別母樹林		総数	15. 65	別記2	参照	
	屋久島町	85	15. 65			
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		総数	4, 392. 34			
	屋久島町	$3,5 \sim 9,12,13,18 \sim 23$ $30,31,45,51 \sim 53,55 \sim 61$ $82,83,85 \sim 89,91 \sim 94$ $97,102,103,204 \sim 206$ $229 \sim 232,265 \sim 269,271$ 274	4, 392. 34			
砂防指定地	中種子町	総 数 1132	12. 20 0. 65			
	南種子町	1120、1121、1129	0.81			
	屋久島町	218,223,224,249,255	10. 74			

2 その他必要な事項 該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数		41, 554. 43	
市	西	之表市	1102~1116	1, 298. 52	伐期の延長、複層林 施業(択伐以外)、複
町	中	種子町	1116~1119,1132,1133,1139	588. 92	
村	南	種子町	1120~1131,1134,1135,1137,1138,1140	1, 392. 71	滋養機能の維持増進を
別	屋	久島町	1~35,37~40,43~72,74~112	38, 274. 28	図る。
内			201~255,257~275		
訳					

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維 持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数		26, 200. 92	
市	西	之表市	1102,1103,1108,1114~1116	208. 00	
町	中	種子町	1116、1117、1132、1133、1139	371.04	施業(択伐以外)、複 層林施業(択伐)のい
村	南	種子町	1127~1131、1134、1135、1137、1138、1140	361.97	
別内	屋	久 島 町	1~24,26~35,37,38,44~72,74~112 201,203~206,208~210,212~241,245, 246,249~252,255,258,259,261~272	25, 259. 91	有する土地に関する災害の防止機能、土壌の 保全機能の維持増進を 図る。
訳			274,275		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

X	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
総	数		659. 06	
市	西之表市	1102,1103,1114~1116	132. 85	
	中種子町	1116、1117、1132、1133、1139	343. 32	により、快適な環境の 形成の機能の維持増進
町				を図る。
村	南種子町	1131,1135,1137,1138,1140	165. 76	
別	屋久島町	108, 109, 111, 204, 210	17. 13	
内				
訳				

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

X	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
総	数		16, 955. 54	
市	西之表市	1102,1108,1114	42. 75	
				により、保健文化機能
町	中種子町	1139	27. 72	の維持増進を図る。
村				
41	南種子町	1131,1140	54. 10	
別				
7.4	屋久島町	$1 \sim 10, 12 \sim 24, 27 \sim 32, 38, 44 \sim 47$	16, 830. 97	
内		50~63,65,71,72,75~77,79~108	10, 000.01	
		110~112,203~206,212~215		
訳		228~233,249~252,255,261~271,		
F7 \		274,275		

別表 2 鳥獣害防止森林区域

	区	分	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積
	総	数			8, 985. 07
市	西	之表市	ニホンジカ	1102,1104~1107,1110~1112,1114,1115	879. 16
町					
村					
別	屋。	久島町	ニホンジカ	14,15,24~27,67~72,74~79,86~91,101	8, 105. 91
内				~104,112,239~246	
訳					

別記1 保安林の森林施業

	区 分	森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの間伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。 1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	詳細については箇所別の指定施業要件による
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は 強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐 による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を 定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の 材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えない ものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定め られた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、 それ以外の箇所は10分の3以下とする。	要件による。
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10 分の3.5以下とする。	
	植栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
	方法に係るもの	おおむね、1 ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
	期間に係るもの	伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
	樹種に係るもの	指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

	区 分	施業方法の基準
	特別保護地区	禁伐
		その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種	・原則禁伐
	特別地域	・風致維持に支障のない場合単木択伐
		・択伐率は現在蓄積の 10%以内
	第 2 種	・原則択伐
自	特別地域	・風致の維持に支障のない場合皆伐
然		一伐区面積は2ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大する
公		ことができる。
園		伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定で
		きない。
		・車道、歩道等の周辺は、単木択伐
		・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内
		薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
	特別地域	
史	跡 名 勝	禁伐
天	然 記 念 物	詳細は文化財保護法等による。
4	×	鳥獣の生息,繁殖等に支障があるものは択伐とし,その程度の著しい
	獣 保 護 区	ものは禁伐。
特力	別保護地区	その他の森林は伐採種を定めない。
原生	生自然環境	禁伐
保	全 地 域	
		原則禁伐
特	別母樹林	伐採する場合は林業種苗法による。
砂	防指定地	鹿児島県砂防指定地管理規則による。